

# D to P with N (患者が看護師等といる場合のオンライン診療)

# D to P with N(患者が看護師等という場合のオンライン診療)

## 背景・問題意識

在宅医療の現場等においては、既に訪問看護等の際に、D to Pと訪問看護の組み合わせによるオンライン診療が行われているという実態があるため、本指針における位置付け、実施時の留意事項、医師が看護師等に対して指示することが可能な診療の補助行為等について整理・検討することとする。

## ○オンライン診療の指針の対象か否か

現行の指針上、看護師等の診療の補助行為等について、「医師が看護師等の医療従事者に対してオンラインで指示を行い、その指示に従い当該医療従事者が診療の補助行為等を行う場合は、本指針の対象とはしない」とされており、特段の規制はかかっていないもの。

これは、医師と患者が直接オンラインで対面しておらず看護師等を介して診療の指示等のみを行う場合を念頭に置いているが、今回検討の対象とするD to P with Nについては、医師と患者が直接オンラインで対面している場合を想定しており、指針の対象とすべきと考えられる。

現行の規定ぶりはD to P with Nがオンライン診療に含まれるか疑義があるため、以下のとおりとはどうか。  
(現行)

### Ⅲ 本指針に用いられる用語の定義と本指針の対象

(2) iv 医師と患者の間にオンライン診療支援者が介在する場合のうち、オンライン診療支援者は単に情報通信機器の操作方法の説明等を行うに留まり、診療の補助行為等を行わないときは、医師一患者間で行われるオンライン診療の一形態として、本指針の対象とする。一方で、医師が看護師等の医療従事者に対してオンラインで指示を行い、その指示に従い当該医療従事者が診療の補助行為等を行う場合は、本指針の対象とはしない。

### (改訂案)

### Ⅲ 本指針に用いられる用語の定義と本指針の対象

(2) iv **医師が患者を情報通信機器を通して直接診療する際に**、医師と患者の間にオンライン診療支援者が介在する場合のうち、オンライン診療支援者が情報通信機器の操作方法の説明等を行うに留まる場合のほか、**医師が看護師などオンライン診療支援者に対して診療の補助行為等を指示する場合は**、医師一患者間で行われるオンライン診療の一形態として、本指針の対象とする。一方で、**医師が患者を通信機器を通して直接診療していない状態で**、医師が看護師等の医療従事者に対してオンラインで指示を行い、その指示に従い当該医療従事者が診療の補助行為等を行う場合は本指針の対象とはしない。

# D to P with N実施時の留意事項・実施可能な事項等

## ○D to P with Nの定義

- ・D to P with Nは、患者の同意の下、オンライン診療時に、患者は看護師等が側にいる状態で診療を受け、医師は診療の補助行為をその場で看護師等に指示することで、薬剤の処方にとどまらない治療行為等が看護師等を介して可能となるもの。
- ・D to P with Nにおいても、医師は初診対面診療の原則など、指針に定められた「最低限遵守すべき事項」等に則った診療を行うこと。

## ○D to P with Nで実施可能な診療・診療の補助行為

- ・医師の指示による診療の補助行為の内容としては、オンライン診療を開始する際に作成した診療計画に基づき、予測された範囲内で診療の補助行為（点滴や注射等）が行われるのが望ましい。
- ・オンライン診療を行った際に、予測されていない新たな症状等が出現した場合において、医師が看護師等に対し、診断の補助となり得る追加的な検査（血液検査や尿検査等）を指示することは可能である。ただし、その検査結果等を踏まえ、新たな疾患の診断を行い治療等を行うのは、オンライン診療ではなく対面診療によるべきである。

## ○D to P with Nの提供体制

- ・D to P with Nを行う医師と看護師等については、事前に連携をとっていることが必要である。なお、所属機関が異なる場合、患者の同意の下、医師が患者の病状等の情報について看護師等へ事前に共有しておくことが望ましい。その際に、訪問看護を組み合わせる場合、医師が訪問看護を指示すること。